

現場代理人の常駐義務緩和の拡大について

工事現場に配置される技術者等の効率的な活用を図るため、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を改正し、現場代理人等の常駐義務の緩和を拡大します。

(1) 現場代理人の常駐義務緩和を認める条件

建設工事請負契約約款（第11条第3項）規定により、一定の要件のもとに、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和を認めます。

① 現場代理人の常駐を要しない条件

次の条件のいずれかに該当し、監督職員等と現場代理人との間で連絡体制が確保されると認められる場合で、かつ、山形市が承認した場合に限り、現場代理人は工事現場への常駐を不要とします。（請負金額の要件はありません。）

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

ただし、この場合、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表（別記第1号様式）において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができます。

イ 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ アからウの期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

オ 次の②による兼務の承認を受けた期間。



■問い合わせ先■

山形市まちづくり政策部管理住宅課 工事契約係

TEL 023-641-1212 内線462・463

山形市上下水道部総務課 契約係

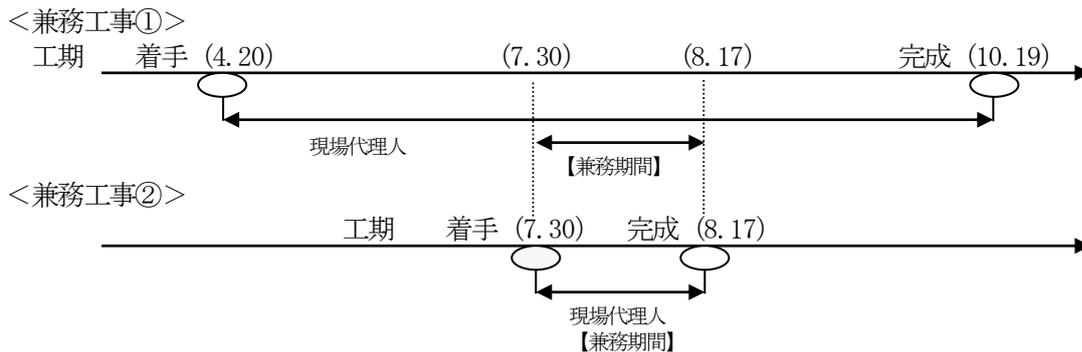
TEL 023-645-1177 内線224・226

② 現場代理人の兼務を認める条件

次に掲げる場合に応じ、当該条件をすべて満たし、監督職員等と現場代理人との間で連絡体制が確保されると認められる場合で、かつ、山形市が承認した場合に限り、2件の工事において、一方の現場代理人に他方の現場代理人又は他方の主任技術者を兼務させることができます。

【A】 2件の工事の1件ごとの請負代金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）がそれぞれ4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）未満の工事である場合（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合） 次のアからウまでの要件を全て満たしていること。

- ア 兼務する2件の工事について、いずれも山形市発注（山形市上下水道部発注を含む。）の工事であること。
- イ 工事担当課が異なる場合は、それぞれの工事担当課の長から承認されること。ただし、この要件において河川整備課と雨水施設建設室は、同一とみなす。
- ウ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

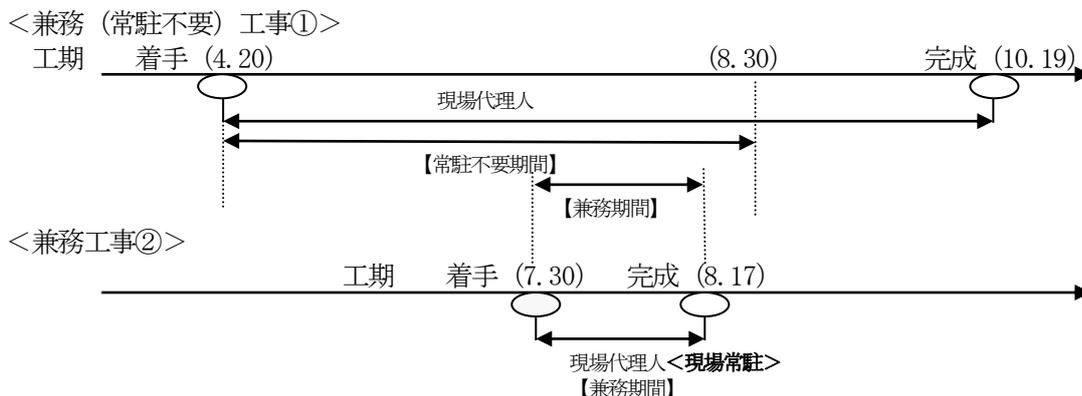


【B】 2件の工事のいずれか1件以上の工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上の工事である場合（1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合） 次のアからエまでの要件を全て満たしていること。

- ア 兼務する2件の工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者（監理技術者を配置した場合は適用外。）が管理できると発注者から承認されること。
- イ 兼務する2件の工事について、発注者が異なる場合は、それぞれの発注者から承認されること。
- ウ 兼務を承認申請する現場代理人は、主任技術者を兼ねていること。
- エ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

【C】 工事の請負代金の額にかかわらず、一方の工事の工期が、他方の工事の常駐不要期間内（①現場代理人の常駐を要しない条件のアからエのいずれかに該当し承認された場合）の工事である場合 次のアからエまでの要件を全て満たしていること。

- ア 兼務する2件の工事について、いずれも山形市発注（山形市上下水道部発注を含む。）の工事であること。
- イ 工事担当課が異なる場合は、それぞれの工事担当課の長から承認されること。ただし、この要件において河川整備課と雨水施設建設室は、同一とみなす。
- ウ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。
- エ 現場代理人は、常駐義務がある一方の工事の工事現場に常駐すること。



【D】 ②現場代理人の兼務を認める条件の規定にかかわらず、工場製作（橋梁、ポンプ等）を含む工事の工場製作過程における現場代理人兼主任技術者（現場代理人兼監理技術者）にあつては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、複数の他の同種工事における工場製作過程の現場代理人（主任技術者又は監理技術者を兼ねる場合に限る。）となることができます。（請負金額の要件はありません。）

（２）手続きについて

工事担当課あてに「現場代理人の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）承認申請書」を2通提出し、承認を受けてください。

申請書は、山形市ホームページからダウンロードしてください。

「トップページ」⇒「事業者向け情報」⇒「入札・契約制度」⇒「現場代理人の常駐義務緩和について」

（３）実施期日 平成25年7月1日から適用します。

一部改正 令和5年4月1日から適用します。

（４）兼務を認める条件の主な事例

【A】 2つの工事の請負金額(税込)が、各々4,000万円(建築一式は8,000万円)未満の場合。

	「ア」工事	「イ」工事
現場代理人	A氏(兼務○)	A氏(兼務○)
主任技術者	A氏(兼務○)	A氏(兼務○)
工事担当課	山形市 A課	山形市 B課

* 「ア」工事と「イ」工事の兼務が可能。

	「ア」工事	「イ」工事
現場代理人	A氏(兼務○)	A氏(兼務○)
主任技術者	A氏(兼務○)	B氏
工事担当課	山形市 A課	山形市 B課

	「ア」工事	「イ」工事
現場代理人	A氏(兼務○)	B氏
主任技術者	A氏(兼務○)	A氏(兼務○)
工事担当課	山形市 A課	山形市 B課

【B】 2つの工事の請負金額(税込)のいずれか1つ以上が、4,000万円(建築一式は8,000万円)以上の場合。

*** 監理技術者を配置した場合は、兼務できません。**

一体性・連続性のある工事等	「ア」工事	「イ」工事
現場代理人	A氏(兼務○)	A氏(兼務○)
主任技術者	A氏(兼務○)	A氏(兼務○)
発注者	山形市(承認)	山形市以外(承認)

一体性・連続性のある工事等	「ア」工事	「イ」工事
現場代理人	A氏(兼務○)	B氏
主任技術者	A氏(兼務○)	A氏(兼務○)
発注者	山形市(承認)	山形市以外(承認)

一体性・連続性のある工事等	「ア」工事	「イ」工事
現場代理人	A氏(兼務×)	A氏(兼務×)
主任技術者	A氏(兼務×)	B氏
発注者	山形市	山形市

* A氏は「イ」工事の主任技術者を兼ねていないので、現場代理人を兼務できません。

【C】 工事の請負金額にかかわらず、一方の工事の工期が、他方の工事の現場代理人常駐不要の承認を受けた期間内の工事である場合。

	「ア」工事	「イ」工事
現場代理人	A氏(常駐不要)	A氏(兼務○・常駐)
主任技術者	A氏(常駐不要)	A氏(兼務○・常駐)
工事担当課	山形市 A課	山形市 B課

* 「ア」工事の常駐不要期間中に、「イ」工事の兼務が可能です。

様式第1号 (第4条関係)

現場代理人の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）承認申請書			
【該当するものに○印をつけて使用】			
(宛先) 山形市長 山形市上下水道事業管理者			年 月 日 受注者 所在地 氏名・名称 及び代表者
下記について、山形市建設工事請負契約約款第11条第3項の規定により、承認願います。 なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に留意します。			
記			
兼務 (常駐不要) 工事 ①	工事名 (契約番号)		
	工事場所	契約金額(税込)	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	承認申請者の 氏名及び連絡先	電話 — —	
	承認申請者の 職務	現場代理人・現場代理人兼主任技術者・主任技術者	
	兼務(常駐不要)承認 申請の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	兼務(常駐不要)承認 申請の理由		
	工事所管課 (発注者)		
兼務 工事 ②	工事名 (契約番号)		
	工事場所	契約金額(税込)	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	承認申請者の 氏名		
	承認申請者の 職務	現場代理人・現場代理人兼主任技術者・主任技術者	
	工事所管課 (発注者)		
受注者		年 月 日	
様		山形市長	
上記について、承認します。 しません。		⑩	

- 備考
- 1 本書は、申請対象工事の監督職員に正副2通提出すること。
 - 2 発注者は、本申請の結果が決定した後、その決定を示した本書の副本を受注者に交付する。
 - 3 発注者等が異なる場合は、双方の発注者からの承認があった旨の打合せ簿等を添付すること。
 - 4 兼務(常駐不要)工事①について、工事担当課が異なる場合は、提出先が所管する工事を記載し、工事担当課が同一である場合は、新たに承認申請を行う工事を記載すること。